

## 令和7年12月定例教育委員会 会議次第

日時 令和7年12月10日（水）  
午前9時から  
場所 北庁舎 第5会議室

### 1 開会宣言

### 2 あいさつ（教育長報告）

### 3 議事録署名者の指名 （堀場委員）

### 4 決定承認事項

- (1) 長久手古戦場野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則について  
〔資料1 生涯学習課〕
- (2) 長久手市いじめ防止基本方針の改訂について  
〔資料2 教育総務課〕

### 5 報告事項

- (1) 後援・推薦名義専決処分の報告  
〔資料3 教育総務課〕
- (2) 教育委員会及び関係各課からの報告
  - ア 生涯学習課  
〔資料4〕
  - イ みどりの推進課（平成こども塾）  
〔資料5〕
  - ウ 中央図書館  
〔資料6〕
  - エ 給食センター  
〔資料7〕
  - オ 教育総務課  
〔資料8、資料9〕

### 6 決定承認及び報告事項【非公開】

- (1) 区域外・学区外就学許可の認定
- (2) 就学援助認定者数報告

### 7 今後の予定

- (1) 1月定例教育委員会  
1月9日（金）午前9時から 第4会議室
- (2) 愛日地方教育事務協議会（宗委員）  
1月9日（金）午後2時から 豊明市役所
- (3) 1月合同校長会  
1月13日（火）午前9時30分から 会議室H
- (4) 1月意見交換会  
1月15日（木）午前9時30分から 古戦場公園（古民家）
- (5) 愛知地区教育委員会連絡会全体連絡会  
1月29日（木）午後3時30分から 豊明市役所

- (6) 愛知県市町村教育委員会連合会第3回理事会（川上委員）  
2月4日（水）午後2時から 文化の家
- (7) 2月定例教育委員会  
2月5日（木）午前9時から 第5会議室
- (8) 全国市町村教育委員会連合会 第2回副会長会議（川上委員）  
2月6日（金）午後1時から 東京都
- (9) 2月意見交換会  
2月18日（水）午前9時から 会議室H



あいさつ運動・ごみ拾い運動に取り組んでいます。

あたたかく美しいまちをつくりましょう！

## (案)

長久手市教育委員会規則第 号

長久手古戦場野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則

長久手古戦場野外活動施設条例施行規則（平成15年長久手町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設の休所日)</p> <p>第3条 施設の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>火曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(施設の休所日)</p> <p>第3条 施設の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に該当する場合は、その翌日以後の最も早い国民の祝日でない日）</u></p> <p>(2) <u>1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(案)

# 長久手市いじめ防止基本方針

平成 27 年 6 月

(最終改定 令和 7 年 1 2 月)

長久手市

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な方向	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	4
(4) 関係機関との連携	4
第2 いじめ防止等のために市が実施する施策	5
1 いじめの防止等のための組織の設置	5
(1) 長久手市いじめ問題対策連絡協議会	5
(2) 長久手市いじめ問題専門委員会	5
2 基本的施策	5
(1) 相談体制の整備	5
(2) 家庭、地域との連携	5
(3) 教職員の資質の向上	6
(4) インターネット上のいじめに対する対策の推進	6
(5) 広報、啓発活動	6
(6) 学校評価・教員評価の留意点	6
第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	6
2 いじめの防止等の対策のための組織	6
3 いじめの防止等の取組	7
第4 重大事態への対処	8
1 対処方針	8
2 教育委員会又は学校による調査	8
(1) 重大事態の定義	8
(2) 重大事態の報告	9
(3) 調査の目的	9
(4) 調査の主体、組織、方法等	9
(5) 調査結果の取扱い	10
3 市長による再調査及び措置	10
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	11

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子ども、どの学校にも起こりうるものである事を十分認識した上で、その防止と対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年6月に「長久手市いじめ防止基本方針」（以下「長久手市基本方針」という。）を策定し、いじめ防止等の取組を進めてきました。

SNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめの事案も複雑化、多様化しています。全国的に重大事態の発生件数が増加傾向にあることから、文部科学省は令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂しました。本市においてもこのような経緯や社会情勢を踏まえ長久手市基本方針を改定します。

日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、市、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携してすべての子どもの健全育成及びいじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会の実現を目指します。

## 第1 いじめの防止等に関する基本的な方向

### 1 いじめの定義

#### 法 第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

(2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、関係した児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要となります。

(3) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

### 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように行います。

いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるように、関係機関との連携により、

対策を推進します。

## (1) いじめの未然防止

ア 長久手市（以下「市」という。）は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。

イ 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめを生まない学校づくりに努めます。

ウ 学校は、体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

エ 学校は、児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進します。

オ 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、児童生徒がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。

カ 地域には、学校、家庭と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が連携して、児童生徒の様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

キ 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、互いに連携していじめを「しない」「させない」「見逃さない」社会をつくります。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くことが必要です。

ア 学校及び教育委員会は、定期的な調査や教育相談体制の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境を整え、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。また、デジタル技術を活用し、児童生徒の心の変化を察知する体制を整えます。

イ 学校及び教育委員会は、教職員がいじめに対する認識を深め、指導力を高

めるため、研修等を充実させます。

ウ 学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めます。

エ 保護者は、児童生徒がいじめを受けた場合は、児童生徒をいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

### (3) いじめへの対処

ア 学校は、いじめがある又はいじめの疑いがあると認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、事実関係を教育委員会に報告します。

イ 学校は、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。

ウ 学校は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対し、学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、継続的に助言を行います。

エ 教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対し、学校が指導を継続しても人権侵害等のいじめ行為を繰り返す場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じます。

オ 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。

### (4) 関係機関との連携

ア 学校は、組織的な対応を図るとともに、事案に応じ、家庭、教育委員会への連絡や相談、関係機関との連携を行います。

イ 学校及び教育委員会は、警察や児童相談所等と適切に連携し、情報共有を図ります。

ウ 学校及び教育委員会は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、関係機関との連携を図ります。

## 第2 いじめ防止等のために市が実施する施策

### 1 いじめ防止等のための組織の設置

#### (1) 長久手市いじめ問題対策連絡協議会

ア 法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめの防止等に関する機関等により構成される、「長久手市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。

イ 協議会は、教育委員会及び学校と関係機関の連携を図り、関係機関が行ういじめの防止等の取組に関して連絡調整等を行います。

#### (2) 長久手市いじめ問題専門委員会

ア 法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する附属機関として「長久手市いじめ問題専門委員会」を設置します。

イ 長久手市基本方針に基づくいじめの防止等のための施策に関する調査研究等を行います。

ウ 法第28条第1項に規定する「重大事態」に係る調査を行う必要が生じた場合には、この附属機関により調査を行います。

### 2 基本的施策

#### (1) 相談体制の整備

ア いじめの未然防止に向け相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員、教員経験者や警察官経験者、弁護士等を学校へ派遣し、具体的な悩みや不安に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。

イ カウンセラーや職員が直接対応する相談体制を整備し、教育全般に関する相談に対応します。また、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知します。

#### (2) 家庭、地域との連携

ア P T Aや地域の関係団体との連携や学校、家庭、地域が連携する体制を構築します。

イ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行います。

### (3) 教職員の資質の向上

教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育の各分野の優れた指導者を招へいし、教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

### (4) インターネット上のいじめに対する対策の推進

ア 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。

イ 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。

ウ インターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関等と連携して保護者に資料等を配布するなど、必要な措置を講じます。

### (5) 広報、啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない社会」の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報、啓発活動を行います。

### (6) 学校評価・教員評価の留意点

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、学校評価、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

## 第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を行います。策定した「いじめ防止基本方針」については、ホームページなどで公開します。

### 2 いじめの防止等の対策のための組織

教職員で構成した「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、

児童生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込まないよう組織で対応します。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら、いじめ問題の解決にあたります。

### 3 いじめ防止等の取組

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を推進します。
- (2) アンケート調査や教育相談の実施、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、児童生徒からの相談に対して、教職員等が迅速に対応します。
- (3) 各学校におけるいじめの防止等のための取組について、学校間で情報交換を行うなど、学校相互間の協力体制の充実を図ります。
- (4) 児童生徒に基本的な生活習慣の定着を図り、教職員や友人と信頼できる関係を構築できるよう指導を行います。
- (5) 人間関係、集団づくりの推進を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- (6) 規範意識の育成を図り、学校やクラスの規則を守ることができるように指導を行います。
- (7) 体験活動の推進を図り、互いを認め尊重する中で、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努めます。
- (8) いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とします。

① いじめに係る行為が止んでいること

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解決に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保します。また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

## 第4 重大事態への対処

### 1 対処方針

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき対処することを基本とします。

### 2 教育委員会又は学校による調査

#### (1) 重大事態の定義

法 第28条第1項

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 法第28条第1項第1号に定める「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のような場合が想定されます。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 法第28条第1項第2号に定める「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、30日間を目安とします。ただし、いじめを受けた児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、児童生徒の状況等により判断します。

ウ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たります。

エ 重大事態は、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」又は「いじめにより不登校を余儀なくされている疑い」がある段階を指します。これらの疑いが生じた段階から、調査の実施に向けた取組を開始する必要があります。

## (2) 重大事態の報告

ア 学校は、重大事態と判断した場合、速やかに教育委員会に報告します。教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

イ 教育委員会は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行います。

## (3) 調査の目的

ア 重大事態の調査は、いじめを受けた児童生徒の尊厳を保持するために、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒や何らかの関わりのある児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校及び教育委員会が今後取り組むべき対応策）を講ずることを目的に行うものです。

イ 登校に係る重大事態が発生し、いじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも目的に含まれます。

ウ この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務に影響を与えるものではありません。

エ 以上のことについて、学校関係者、教育委員会、調査に携わる専門家や第三者及び関係している児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組めるよう、調査開始前からこれら調査に関わる者の理解を得る取組を行う必要があります。

## (4) 調査の主体、組織、方法等

ア 教育委員会は、学校から「重大事態」の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断をします。

イ 不登校に係る重大事態については、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的としていることから、原則として学校主体で調査を行うものとします。

ウ 学校が調査主体となる場合は、校内に設置している「いじめ・不登校対策委員会」を母体として調査や対応を行います。「いじめ・不登校対策委員会」には、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

等の専門家を含むものとします。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導、助言するとともに、人的措置も含め支援を行います。

エ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

オ 教育委員会が調査を行う場合は、長久手市いじめ問題専門委員会が調査を行います。

カ 調査実施前に、いじめを受けた児童生徒及び保護者並びにいじめを行った疑いのある児童生徒、何らかの関わりのある児童生徒及びその保護者に対して事前の説明を行います。

### (5) 調査結果の取扱い

ア 学校又は教育委員会は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報提供を適切に行います。これらの情報の提供にあたって学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果について、教育委員会を通じて市長に報告します。

ウ 調査結果は、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、特段の支障がなければ公表します。

エ 調査によって確認された事実関係は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への継続的な支援、いじめを行った児童生徒及びその保護者への指導又は助言等に活用することにより、同様の事態が発生することのないよう、指導の改善に活用します。

## 3 市長による再調査及び措置

(1) 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、法28条第1項の規定による調査結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

(2) 市長は、再調査を行った場合、その結果を市議会に報告します。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して

は必要な配慮を確保します。

- (3) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る「重大事態」への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

## **第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項**

- (1) 教育委員会は、長久手市基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているかを、必要に応じて検証し、見直しを行います。
- (2) 学校は、いじめの防止等に向けた取組について、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会、保護者及び地域に報告します。

現行	改定素案
<p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。</p> <p>いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子ども、どの学校にも起こりうるものである事を十分認識した上で、その防止と対策に取り組んでいく必要があります。</p> <p>そこで、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を踏まえ、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「長久手市いじめ防止基本方針」(以下「長久手市基本方針」という。)を策定することとしました。</p> <p>この長久手市基本方針では、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の取組を市全体で進めていくことを目指し、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。</p>	<p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。</p> <p>いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子ども、どの学校にも起こりうるものである事を十分認識した上で、その防止と対策に取り組んでいく必要があります。</p> <p>そこで、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年6月に「長久手市いじめ防止基本方針」(以下「長久手市基本方針」という。)を策定し、いじめ防止等の取組を進めてきました。</p> <p>SNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめの事案も複雑化、多様化しています。全国的に重大事態の発生件数が増加傾向にあることから、文部科学省は令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂しました。本市においてもこのような経緯や社会情勢を踏まえ長久手市基本方針を改定します。</p> <p>日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、市、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携してすべての子どもの健全育成及びいじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会の実現を目指します。</p>

## 第1 いじめの防止等に関する基本的な方向

### 1 いじめの定義

#### 法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が関わっている人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- (1) 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団により無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 第1 いじめ防止等に関する基本的な方向

### 1 いじめの定義

#### 法 第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

(2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、関係した児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要となります。

(3) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向へ

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように行います。

いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるように、関係機関との連携により、対策を推進します。

### (1) いじめの未然防止

ア 長久手市(以下「市」という。)は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。

イ 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。

ウ 学校は、体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

エ 学校は、児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進します。

オ 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、児童生徒がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にすることを思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。

の配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要があります。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように行います。

いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるように、関係機関との連携により、対策を推進します。

### (1) いじめの未然防止

ア 長久手市(以下「市」という。)は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。

イ 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめを生まない学校づくりに努めます。

ウ 学校は、体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

エ 学校は、児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進します。

オ 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、児童生徒がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にすることを思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。

カ 地域には、学校、家庭と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が連携して、児童生徒の様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

## (2) いじめの早期発見

ア 学校及び教育委員会は、定期的な調査や教育相談体制の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。

イ 学校及び教育委員会は、教職員がいじめに対する認識を深め、指導力を高めるため、研修等を充実します。

ウ 保護者等は、児童生徒がいじめを受けた場合は、児童生徒をいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

## (3) いじめへの対処

ア 学校は、いじめがあると認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、事実関係を教育委員会に報告します。

イ 学校は、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。

カ 地域には、学校、家庭と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が連携して、児童生徒の様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

キ 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、互いに連携していじめを「しない」「させない」「見逃さない」社会をつくります。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くことが必要です。

ア 学校及び教育委員会は、定期的な調査や教育相談体制の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境を整え、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。また、デジタル技術を活用し、児童生徒の心の変化を察知する体制を整えます。

イ 学校及び教育委員会は、教職員がいじめに対する認識を深め、指導力を高めるため、研修等を充実させます。

ウ 学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めます。

エ 保護者は、児童生徒がいじめを受けた場合は、児童生徒をいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

## (3) いじめへの対処

ア 学校は、いじめがある又はいじめの疑いがあると認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、事実関係を教育委員会に報告します。

イ 学校は、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。

ウ 学校は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対し、学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、継続的に助言を行います。

エ 教育委員会は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号第35条)の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、必要な措置を講じます。

オ 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。

#### (4) 関係機関との連携

ア 学校は、組織的な対応を図るとともに、事案に応じ、家庭、教育委員会への連絡や相談、関係機関との連携を行います。

イ 学校及び教育委員会は、警察や児童相談所等と適切に連携し、情報共有を図ります。

ウ 学校及び教育委員会は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、関係機関との連携を図ります。

### 第2 市が実施すべき施策

市は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して対応します。

#### 1 いじめの防止等のための組織の設置

##### (1) 長久手市いじめ問題対策連絡協議会

ア 法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめの防止等に関する機関等により構成される、「長久手市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

ウ 学校は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対し、学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、継続的に助言を行います。

エ 教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対し、学校が指導を継続しても人権侵害等のいじめ行為を繰り返す場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じます。

オ 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。

#### (4) 関係機関との連携

ア 学校は、組織的な対応を図るとともに、事案に応じ、家庭、教育委員会への連絡や相談、関係機関との連携を行います。

イ 学校及び教育委員会は、警察や児童相談所等と適切に連携し、情報共有を図ります。

ウ 学校及び教育委員会は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、関係機関との連携を図ります。

### 第2 いじめ防止等のために市が実施する施策

#### 1 いじめ防止等のための組織の設置

##### (1) 長久手市いじめ問題対策連絡協議会

ア 法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめの防止等に関する機関等により

イ 教育委員会及び学校と関係機関の連携を図り、関係機関が行ういじめの防止等の取組に関して連絡調整等を行います。

## (2) 附属機関

ア 法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する附属機関を設置します。

イ 本基本方針に基づくいじめの防止等のための施策に関する調査研究等を行います。

ウ 法第28条第1項に規定する「重大事態」に係る調査を行う必要が生じた場合には、この附属機関により調査を行います。

## 2 いじめの防止等のために実施すべき施策

### (1) 相談体制の整備

ア 市は、いじめの未然防止に向け相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員経験者や警察官経験者、弁護士等を学校へ派遣し、具体的な悩みや不安に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。

イ 市は、カウンセラーや職員が直接対応する相談体制を整備し、教育全般に関する相談に対応します。また、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知します。

ウ 市は、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担軽減を図ります。

構成される、「長久手市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置します。

イ 協議会は、教育委員会及び学校と関係機関の連携を図り、関係機関が行ういじめの防止等の取組に関して連絡調整等を行います。

## (2) 長久手市いじめ問題専門委員会

ア 法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する附属機関として「長久手市いじめ問題専門委員会」を設置します。

イ 長久手市基本方針に基づくいじめの防止等のための施策に関する調査研究等を行います。

ウ 法第28条第1項に規定する「重大事態」に係る調査を行う必要が生じた場合には、この附属機関により調査を行います。

## 2 基本的施策

### (1) 相談体制の整備

ア いじめの未然防止に向け相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員、教員経験者や警察官経験者、弁護士等を学校へ派遣し、具体的な悩みや不安に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。

イ カウンセラーや職員が直接対応する相談体制を整備し、教育全般に関する相談に対応します。また、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知します。

## (2) 家庭、地域の連携

ア PTA や地域の関係団体との連携や学校、家庭、地域が連携する体制を構築します。

イ 教職員及び保護者への研修等を実施し、いじめの防止等への活動を行います。

## (3) 教職員の資質の向上

教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育の各分野の優れた指導者を招へいし、教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

## (4) インターネット上のいじめに対する対策の推進

ア 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。

イ 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。

ウ 児童生徒がインターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

## (5) 広報、啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない社会」の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報、啓発活動を行います。

## (6) 学校評価・教員評価の留意点

## (2) 家庭、地域との連携

ア PTA や地域の関係団体との連携や学校、家庭、地域が連携する体制を構築します。

イ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行います。

## (3) 教職員の資質の向上

教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育の各分野の優れた指導者を招へいし、教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

## (4) インターネット上のいじめに対する対策の推進

ア 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。

イ 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。

ウ インターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関等と連携して保護者に資料等を配布するなど、必要な措置を講じます。

## (5) 広報、啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない社会」の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報、啓発活動を行います。

## (6) 学校評価・教員評価の留意点

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、学校評価、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの

学校評価、教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

### 第3 学校が実施すべき施策

学校は、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの防止等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を行います。策定した「いじめ防止基本方針」については、ホームページなどで公開します。

#### 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、教職員で構成した「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込まないよう組織で対応します。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら、いじめ問題の解決に資するよう支援します。

#### 3 いじめの防止等の取組

- (1) いじめほどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を推進します。

有無やその多寡のみを評価するのではなく、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

### 第3 いじめ防止等のために学校が実施する施策

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を行います。策定した「いじめ防止基本方針」については、ホームページなどで公開します。

#### 2 いじめの防止等の対策のための組織

教職員で構成した「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込まないよう組織で対応します。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら、いじめ問題の解決にあたります。

#### 3 いじめ防止等の取組

- (1) いじめほどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を推進します。

(2) アンケート調査や教育相談の実施、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、児童生徒からの相談に対して、教職員等が迅速に対応します。

(3) 各学校におけるいじめの防止等のための取組について、学校間で情報交換を行うなど、学校相互間の協力体制の充実を図ります。

(4) 児童生徒に基本的な生活習慣の定着を図り、教職員や友人と信頼できる関係を構築できるよう指導を行います。

(5) 人間関係、集団づくりの推進を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

(6) 規範意識の育成を図り、学校やクラスの規則を守ることができるように指導を行います。

(7) 体験活動の推進を図り、互いを認め尊重する中で、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努めます。

(8) いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とします。

① いじめに係る行為が止んでいること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解決に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保します。また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

(2) アンケート調査や教育相談の実施、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、児童生徒からの相談に対して、教職員等が迅速に対応します。

(3) 各学校におけるいじめの防止等のための取組について、学校間で情報交換を行うなど、学校相互間の協力体制の充実を図ります。

(4) 児童生徒に基本的な生活習慣の定着を図り、教職員や友人と信頼できる関係を構築できるよう指導を行います。

(5) 人間関係、集団づくりの推進を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

(6) 規範意識の育成を図り、学校やクラスの規則を守ることができるように指導を行います。

(7) 体験活動の推進を図り、互いを認め尊重する中で、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努めます。

(8) いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とします。

① いじめに係る行為が止んでいること

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解決に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保します。また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

## 第4 重大事態への対処

### 1 教育委員会又は学校による調査

#### (1) 重大事態

ア 学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときを「重大事態」と捉えます。ただし、上記にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、「重大事態」と捉える場合があります。

イ 学校は、「重大事態」が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長へ報告します。

ウ 「重大事態」でいう「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のような場合です。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

エ 「重大事態」でいう「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、30日間を目安とします。

## 第4 重大事態への対処

### 1 対処方針

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき対処することを基本とします。

### 2 教育委員会又は学校による調査

#### (1) 重大事態の定義

法 第28条第1項

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 法第28条第1項第1号に定める「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のような場合が想定されます。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 法第28条第1項第2号に定める「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、30日間を目安とします。ただし、いじめを受けた児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、児童生徒の状況等により判断します。

ウ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは

## (2) 重大事態の調査

ア 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、どんな場合においても、「重大事態」と捉え、報告、調査等に当たります。

は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと  
して報告、調査等に当たります。

エ 重大事態は、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」又は「いじめにより不登校を余儀なくされている疑い」がある段階を指します。これらの疑いが生じた段階から、調査の実施に向けた取組を開始する必要があります。

## (2) 重大事態の報告

ア 学校は、重大事態と判断した場合、速やかに教育委員会に報告します。教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

イ 教育委員会は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行います。

## (3) 調査の目的

ア 重大事態の調査は、いじめを受けた児童生徒の尊厳を保持するために、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処(対象児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒や何らかの関わりのある児童生徒に対する指導及び支援等)及び同種の事態の再発防止策(学校及び教育委員会が今後取り組むべき対応策)を講ずることを目的に行うものです。

イ 登校に係る重大事態が発生し、いじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも目的に含まれます。

ウ この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務に影響を与えるものではありません。

イ 教育委員会は、学校から「重大事態」の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断をします。

ウ 学校が調査を行う場合は、校内に設置している「いじめ・不登校対策委員会」を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導、助言するとともに、人的措置も含め支援を行います。

エ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

オ 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会の附属機関が調査を行います。

※ 学校又は教育委員会が行う調査は、事実関係を明確にするための調査であって、「重大事態」に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、

エ 以上のことについて、学校関係者、教育委員会、調査に携わる専門家や第三者及び関係している児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組めるよう、調査開始前からこれら調査に関わる者の理解を得る取組を行う必要があります。

#### (4) 調査の主体、組織、方法等

ア 教育委員会は、学校から「重大事態」の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断をします。

イ 不登校に係る重大事態については、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的としていることから、原則として学校主体で調査を行うものとします。

ウ 学校が調査主体となる場合は、校内に設置している「いじめ・不登校対策委員会」を母体として調査や対応を行います。「いじめ・不登校対策委員会」には、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含むものとします。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導、助言するとともに、人的措置も含め支援を行います。

エ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

オ 教育委員会が調査を行う場合は、長久手市いじめ問題専門委員会が調査を行います。

学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものです。この際、因果関係の特定を慎重に行いながら、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、この調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものです。

カ 調査実施前に、被害児童生徒、保護者に対して、以下の①～⑥の事項について説明します。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体(組織の構成、人選)
- ③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④調査事項(対象となるいじめ行為、学校の対応等)・調査対象
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供及び説明

### (3) 調査結果の取扱い

ア 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報提供を適切に行います。

イ 学校は、調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるよう、個別に指導を行います。

ウ 学校は、調査の結果について、教育委員会を通じて市長に報告します。

カ 調査実施前に、いじめを受けた児童生徒及び保護者並びにいじめを行った疑いのある児童生徒、何らかの関わりのある児童生徒及びその保護者に対して事前の説明を行います。

### (5) 調査結果の取扱い

ア 学校又は教育委員会は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報提供を適切に行います。これらの情報の提供にあたって学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果について、教育委員会を通じて市長に報告します。

ウ 調査結果は、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、特段の支障がなければ公表します。

エ 調査結果は、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、特段の支障がなければ公表します。

## 2 市長による再調査及び措置

- (1)市長は、学校又は教育委員会が行った調査の結果について報告を受け、再度、調査(「以下、「再調査」という。))が必要かどうかを判断し、必要な場合は市長は附属機関を設けるなどして、再調査を行います。
- (2)学校又は教育委員会は、この再調査に対し、全面的に協力します。
- (3)市長は、再調査を行った場合、その結果を市議会に報告します。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。
- (4)市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る「重大事態」への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

## 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

- (1)教育委員会は、本基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているかを、必要に応じて検証し、見直しを行います。
- (2)学校は、いじめの防止等に向けた取組について、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会、保護者及び地域に報告します。

エ 調査によって確認された事実関係は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への継続的な支援、いじめを行った児童生徒及びその保護者への指導又は助言等に活用することにより、同様の事態が発生することのないよう、指導の改善に活用します。

## 3 市長による再調査及び措置

- (1) 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法28条第1項の規定による調査結果について調査(以下「再調査」という。)を行います。
- (2) 市長は、再調査を行った場合、その結果を市議会に報告します。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。
- (3) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る「重大事態」への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

## 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

- (1) 教育委員会は、長久手市基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているかを、必要に応じて検証し、見直しを行います。
- (2) 学校は、いじめの防止等に向けた取組について、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会、保護者及び地域に報告します。

## 後援・推薦に係る審査結果報告書

No.	受付日	団体名	事業名	開催期日・会場	事業の目的・対象・内容等	入場料等	新規 継続	前回実績	審査結果
1	R7.10.20	AICHI TECH DAY 実行委員会	AICHI TECH DAY 2026	R8.5.24 愛・地球博記念公園	<p>&lt;目的&gt; 将来の科学者・技術者の発掘と育成を通じ、持続可能な地域社会の形成に寄与する。</p> <p>&lt;対象&gt; 県下の小学生、中学生、高校生、大学生、保護者</p> <p>&lt;内容&gt; 科学の楽しさ・驚き・学び・発見を体験できる場を提供する</p>	無	新規	-	R7.11.7 後援（専決処分）
2	R7.10.20	ハイスト	歴史カードゲームハイス ト体験会	R7.12.6 長久手市交流プラザ	<p>&lt;目的&gt; 市内子どもたちに楽しく歴史を学ぶ機会を提供する</p> <p>&lt;対象&gt; 市内小学生</p> <p>&lt;内容&gt; 市内小中学校に寄贈した歴史カードの使い方講座</p>	無	継続2年目	R7.5.12	R7.11.4 後援（専決処分）
3	R7.10.23	株式会社とーと /kome marché実行委員会	kome marché	R7.11.29 長久手中央二号公園	<p>&lt;目的&gt; 1.愛知県からお米を広める 2.アレルギーのある子も ない子も安心して食べら れる食（場所）を提供、広めていく</p> <p>&lt;対象&gt; 食物アレルギーのある方、またそのご家族・健康意識の高 い方（グルテンフリー等）・米粉、お米が好きな方</p> <p>&lt;内容&gt; 食のワークショップ アレルギービュッフェの開催</p>	無	新規	-	R7.11.7 後援（専決処分）

No.	受付日	団体名	事業名	開催期日・会場	事業の目的・対象・内容等	入場料等	新規 継続	前回実績	審査結果
4	R7.10.22	ヒューマンアカデ ミーロボット教室名 古屋事務局	ロボット製作無料体験会	R7.12.6 , 12.20 R8.1.10 , 1.24 長久手市公民館	<p>&lt;目的&gt; 次世代地域人材の育成や講師育成、地域活性化への貢献</p> <p>&lt;対象&gt; 市内小学生、きょうだい(5歳～)</p> <p>&lt;内容&gt; 一人1体のロボットを組み立てながら、論理的思考を養い プログラミングへの関心を引き出す</p>	無	継続6年目	R7.3.25	R7.11.7 後援(専決処 分)
5	R7.10.29	公益社団法人スコー レ家庭教育振興協会	スコーレ家庭教育講座	R7.12.12 長久手市公民館	<p>&lt;目的&gt; 親の子育て支援・家庭教育の支援</p> <p>&lt;対象&gt; 子育て中の保護者</p> <p>&lt;内容&gt; 講演 どんなピンチにも負けない!心の強い子に育てる ～親子で自己肯定感を高めよう～</p>	受講料:500円	継続5年目	R7.4.2	R7.10.29 後援(専決処 分)

# 資料 4

## 生涯学習課事業係(文化の家)事業報告(11月)

10/31(金)	13:00～	Nハウス 不登校児童生徒を対象としたアーティスト交流	6人
	概要	Nハウスに通う子どもたちを対象にアーティストとの交流時間を創出する。針金造形作家 橋寛憲がNハウス訪問予定。	-
11/7(金)	19:00～	トワイライトダンス「アスファルトと舞いたい夜。」	48人
	概要	新旧創造スタッフ山崎文香、林友里菜をはじめとする4人が出演。休館中しかできない屋内駐車場でコンテンポラリーダンス公演	96.0%
11/15(土)	14:00～	モリジャズ byMARUWA	約4000人
	概要	モリコロパークで榎MARUWAが開催する大型野外ジャズイベントを開催・広報協力。創造スタッフの伊藤天音がゲスト出演。	-
11/16(日)	10:00～	県営住宅 国際交流アートデリバリー	31人
	概要	県営長久手住宅の有志より依頼、外国人の同居者が多く、交流機会の創出のためのアートを介したワークショップの実施	-
11/22(土)	14:00～	生涯学習プラン 市民ワークショップ	18人
	概要	本年度策定予定の生涯学習プランについて、市民とともに考えるワークショップを実施。	-

### 今後の予定

12/11(木)	15:30～	南山大学アウトリーチ②	-
	概要	学生への劇場の役割などの講義と、アーティストの演奏披露。	-
12/14(日)	14:00～ (仮)	吹奏楽フェスティバル in モリコロパーク体育館	-
	概要	吹奏楽フェスティバル実行委員会主催の市内中高生吹奏楽部生徒を中心に開催する吹奏楽コンサート。文化の家が工事休館中のためモリコロパーク体育館で開催する。	-
12/16(火)	19:00～	リモテラスクリスマスジャズライブ	-
	概要	創造スタッフ伊藤天音企画のジャズライブの第3弾。クリスマスに合わせて子ども楽しめる曲目をお届け。	-
12/20(土)	14:00～	演劇系創造スタッフ屑屋あず企画 コント書いてみませんか?～初心者のためのコント執筆WS～	-
	概要	創造スタッフ屑屋あずが得意とするコントを制作するワークショップ。若い世代にも演劇を制作するきっかけを作る。	-
12/22(月)	15:00～	社会教育委員会	-
	概要	令和7年度社会教育委員会の第2回目。 文化の家事業等も報告。	-

### ■R7学び・アイ講座の進捗状況について

#### ▶11月開講予定の講座

11/17(月) 18:30～20:00 はじめてさわる生成AI(開講 13人参加)

11/6(木) 10:00～11:30 ハッピーママとベビー親子スキンシップ整膚【不開講 人数不足】

#### ▶12月開講予定の講座

12/9(火) 10:30～12:00 わくわく! はじめての社交ダンス! (開講決定)

12/13(土) 10:00～11:30 戦後80年戦争体験手記を朗読してみよう【不開講 人数不足】

### ■生涯学習プラン策定進捗状況

11月22日(土)に市民ワークショップを開催し、プランの原案を元に、これからの長久手市の生涯学習について参加者のみなさんと意見を交換することができました。ワークショップでいただいた意見を踏まえ、細かな表記等も今後調整しながら、年明けにパブリックコメントを行い、最終の策定委員会を経てプランを完成させていく予定です。

### ■文化の家天井改修工事に伴う休館期間について

令和8年1月5日よりアートリビングが改修工事を終え、選考して再オープンいたします。天井改修工事のため、大幅な館内構造の変化はありませんが、装いをリニューアルして、キッズスペースなども新設して開館します。森のホール・風のホールは令和8(2026)年9月1日(火)よりオープン予定。

### ■文化の家レストラン公募 現在の状況について

令和8年9月1日のオープンに向け、レストランの公募を行いました。10月10日(金)までに応募があった5者を対象に、11月13日(木)に審査会を開き選考を行いました。選考の結果、名古屋市名東区一社にある「Champagne Brunch」を運営候補者として、今後、開店に向けて協議を進めます。

## 生涯学習課文化財係報告事項（11月）

### 1 11月報告事項

#### 【会議】

##### (1) 第2回古戦場公園再整備アドバイザー会議

11月7日（金）午前10時から

- ・長久手古戦場記念館の展示制作業務について
- ・（仮称）長久手市ふるさと館の展示設計について

⇒委員長から「古民家の前庭をより広くすることで、古民家に相応しい景観を確保するため、L型形状となっている（仮称）長久手市ふるさと館の設計案を見直すこと。」と意見があったことを受け、別添のとおり（変更前、変更後のイメージパース参照）設計を見直した。

#### 【事業】

##### (1) 長久手市郷土資料室の閉室

令和7年11月30日（日）をもって閉室した。今後、長久手古戦場記念館へ収蔵品を移動する。

### 2 12月以降の主な事業等について

#### 【会議】

なし

#### 【事業】

##### (1) 古民家市民ワークショップ

12月13日（土）午前10時から 旧加藤家住宅（古戦場公園西側ゾーン）

- ・子どもから大人まで誰でも参加できる「古民家の土壁塗りや瓦への記名」等の軽作業を実施予定。市広報11月号及びホームページで周知済。

##### (2) 長久手古戦場記念館の開館について

ア 令和8年4月22日（水）開館（午前中に式典開催を予定）

※令和8年4月9日（木）、15日（水）、17日（金）、18日（土）、20日（月）の5日間で内覧会を実施予定。

イ 令和8年4月25日（土）～5月6日（水）（4月28日（火）は休館日）オープニングイベントを実施予定。

ウ 駐車場及び渋滞対策

- ・4月25日（土）、26日（日）は、市役所駐車場を臨時駐車場として活用し、シャトルバスを運行させる。
- ・まちづくりセンター駐車場を臨時駐車場として活用する。
- ・公共交通利用促進として、長久手古戦場駅構内、イオンモール長久手店内に掲示した記念館ポスターをスマホなどで写真撮影した方を対象に長久手古戦場記念館（来館チケット購入者）で記念品を贈呈する。

変更前

# 長久手古戦場公園西側ゾーン 建物配置について（案1）

資料館  
古民家  
駐車場



敷地東側の史跡部分とは50cm~1mほどの高低差があり、古民家前の広場は周囲から独立した空間です。

俯瞰パース

ピロティ状のエントランスは、「歴史ゾーンに踏み入る」という利用者の気持ちをも高める効果とともに  
◎公園内を散歩する市民のひと休みの場、  
◎お祭りやイベント時の参加者の集まりの場、  
◎小学生の校外学習などでの導入案内などに利用する場としての活用を想定しています。



パース（エントランス）



パース（史跡、北東より）

東側に突出させた小展示室の開口を開くことで「古民家～広場～資料館」が一体となり、多様な空間利用が可能です。WSなど市民の活動の場として積極的な活用を目指しています。



パース（南東散策路より）

長久手古戦場公園西側ゾーン  
建物配置について（訂正案）

変更後

資料館  
古民家  
駐車場



敷地東側の史跡部分とは50cm~1mほどの高低差があり、古民家前の広場は周囲から独立した空間です。

俯瞰パース



パース(エントランス)



パース(史跡、北東より)

古民家前庭を広く確保し、古民家からの眺望を充実させた配置です。



パース(南東散策路より)

## 生涯学習課スポーツ係報告事項（11月）

### 1 11月報告事項

#### 【会議】

第7回スポーツ推進委員定例会

11月1日（土）午後7時から 杵ヶ池体育館会議室

企画部、研修部及びニュースポーツ部が活動内容を継続協議

ア ウォーキングイベントについて

イ ニュースポーツフェスティバルについて

ウ ジョギングフェスティバルについて

#### 【事業】

(1) スポーツの杜再整備事業

スポーツの杜再整備検討委託（基本計画策定業務委託）を委託中。

契約金額 2,717万円

現在は、境界確定立会の準備中、基本計画の策定中。

(2) 杵ヶ池体育館大規模改修工事实施設計修正業務委託

契約金額 154万円

来年度の杵ヶ池体育館大規模改修工事における実施設計を委託中。

履行期間は、令和7年9月17日から令和8年3月27日まで

現在は、概算工事金額の提出があり、設計図面を作成中。

#### 【行事】

(1) 愛知県市町村対抗駅伝競争大会結団式

11月3日（祝・月）11時から 福祉の家 2F会議室

結団式の後に選手に向けての講話（試合前のコンディショニング）があった。

監督及び選手の14名が出席、6名が欠席

教育長、副市長、議長、石井県議出席

(2) ニュースポーツフェスティバル

11月15日（土）午前9時から午前12時まで 杵ヶ池体育館

スポーツ推進委員が主体となって、ニュースポーツの普及活動を行った。

78人が参加

(3) ニュースポーツ体験会

11月22日（土）午後7時から 長久手北小学校

種目は、ボッチャとラダーゲッター

4名参加

#### 【その他】

(1) 杵ヶ池体育館は、大規模改修工事に伴い、令和8年7月頃から令和9年3月末まで体育館を閉鎖する予定。

(2) 杵ヶ池体育館の閉館に伴い、学校施設のスポーツ開放枠の拡大を考えている。また、近隣の大学にもスポーツ開放の相談中。

(3) 学校を含むスポーツ施設の鍵の管理について、現在、指導室と協議中。

### 2 12月以降の主な行事等について

#### 【会議】

(1) 第8回スポーツ推進委員定例会

12月13日（土）午後7時から 杵ヶ池体育館会議室

【行事】

- (1) 第18回愛知県市町村対抗駅伝競走大会  
12月6日（土）愛・地球博記念公園  
県内全54市町村が参加  
令和5年は19位、令和6年は27位、今年は18位を目標とした。
- (2) ニューススポーツ体験会  
12月20日（土）午後7時から 長久手東小学校  
種目は、ボッチャとラダーゲッター



# 資料 5

## みどりの推進課報告事項(11月実施)

平成こども塾プログラム

(単位/人)令和7年11月26日現在

### [一般プログラム]

No.	日	曜日	プログラム名	定員	子ども	大人	未就学	備考 <small>0内はサポート隊班</small>
1	11月1日	土	秋の星空観望会	20	18	17	1	サポート隊 (自然班)
2	11月2日	日	クリスマスキャンドルを作ろう①午前	15	13	11	1	サポート隊 (創作班)
3	11月2日	日	クリスマスキャンドルを作ろう②午後	15	14	14	1	サポート隊 (創作班)
4	11月9日	日	クリスマスリースを作ろう	20	16	14	0	サポート隊 (創作班)
				計				

### [会員制プログラム]

No.	日	曜日	プログラム名	年間会員	子ども	大人	未就学	備考 <small>0内はサポート隊班</small>
1	11月1日	土	こどもファーム (竹林整備、畑の管理)	27	15	4	0	サポート隊 (食と農班)
2	11月8日	土	こどもファーム (玉ねぎの植え付け)	27	19	8	1	サポート隊 (食と農班)
3	11月8日	土	里山生きもの探検 ⑥「植物の戦略についてしよう」	20	9	8	2	平成こども塾 専門プログラム
4	11月15日	土	こどもファーム (畑の管理)	27	17	8	2	サポート隊 (食と農班)
5	11月16日	日	暮らしの道具作りと料理教室④	20	15	14	1	平成こども塾 専門プログラム
6	11月22日	土	こどもファーム (畑の管理)	27	16	5	0	サポート隊 (食と農班)
7	11月23日	日	書道・さし絵講習会④ 「お正月の言葉を書く・チンゲン菜スタンプ」	20	16	12	0	平成こども塾 専門プログラム
8	11月29日	土	こどもファーム (畑の管理・収穫/旬の食芋煮)	27				サポート隊 (食と農班)
				計				

### [学校連携事業プログラム]

No.	日(曜日)	プログラム名	子ども	大人	備考	実施回数
1	11月5日(水)~ 11/7(金)	長小1年 カステネットとやじろべえ・焼き芋	92	9		3
2	11月11日(火)~ 14日(金)	南小2年 走る木車・焼き芋	105	11		4
3	11月18日(火)~ 21日(金)	市小2年 餅つき・昔遊び	102	10		4
4	11月26日(水)~ 27日(金)	北小1年 まつぼっくりツリーと焼き芋				2
			計			13

みどりの推進課報告事項(12月実施予定)

平成こども塾プログラム

(単位/人)

[一般プログラム]

No.	日	曜日	プログラム名	定員	子ども	大人	未就学	備考 <small>①内はサポート隊班</small>
1	12月7日	日	鳥凧を作ろう	15				サポート隊 (創作班)
2	12月14日	日	来年の干支を作ろう	15				サポート隊 (創作班)
				計				

[会員制プログラム]

No.	日	曜日	プログラム名	年間会員	子ども	大人	未就学	備考 <small>①内はサポート隊班</small>
1	12月6日	土	こどもファーム (畑の管理・収穫)	27				サポート隊 (食と農班)
2	12月13日	土	こどもファーム (旬の食 餅つき)	27				サポート隊 (食と農班)
3	12月20日	土	こどもファーム (畑の管理・収穫)	27				サポート隊 (食と農班)
4	12月21日	日	暮らしの道具作りと料理教室⑤	20				平成こども塾 専門プログラム
				計				

[学校連携事業プログラム]

No.	日(曜日)	プログラム名	子ども	大人	備考	実施回数
1	12月2日(火)~ 12/4(木)	北小1年 まつぼっくりツリーと焼き芋				3
2	12月17日(水)~ 18日(木)	西小2年 餅つき				2
			計			5

# 令和7年度平成こども塾事業進捗状況管理表

No.1/2

事業名	課題	目標	実施項目	進捗状況・結果	年間スケジュール												備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 学校連携プログラム実施事業	こども達に地域の歴史、文化、食等に触れる機会の創出	長久手の歴史、文化、食等を子どもたちに分かりやすく教え、体験させる。(学校連携プログラム数:当初予定73回)	<ol style="list-style-type: none"> <li>飯ごう炊さんをする。(湯せん調理を含む。)</li> <li>おこしもの作りをする。</li> <li>餅つきをする。</li> <li>五平餅を作る。</li> <li>焼き芋を作る。</li> <li>カスタンネットとどんぐりやじろべえを作る。</li> <li>走る木車を作る。</li> <li>松ぼっくりのクリスマスツリーを作る。</li> <li>竹林体験をする。</li> <li>昔の遊びを体験する。</li> </ol>	4/17 第1回小学校連携運営委員会開催 4/24 北小打合せ 4/30 長小打合せ 5/1 市が洞小打合せ 5/12 西小打合せ 5/15 東小打合せ 5/22 Nハウスあい打合せ 5月～7月 飯盒炊さんとカレー作り 7/23 南小5年打合せ 8/21 南小2年打合せ 8/28 市小2年打合せ 9/5 東小3年打合せ 9/11 東小3年7ルキ-対応打合せ 9/19 長小1年打合せ 10/5 北小1年打合せ 10/10 Nハウス打合せ  11/17 東小1年打合せ	実施回数 5 14 1 4 0 11 予定回数 6 14 1 0 4 5 13 6 11 12 0 学校連携プログラムの実施 学校連携プログラムの実施 学校連携プログラムの実施 日程等調整 事前打合せ(随時) 次年度実施内容・日程等調整	合計35 合計72											
	多世代がふれあえる場の創出	長久手市立の小学校に通う児童が6年間に3回、こども塾での体験を通じ、多世代と交流する。	上記のプログラム体験を通じて 4/28 学校連携講師(野外活動同好会)事前打合わせ	学校連携プログラムの実施 学校連携プログラムの実施 学校連携プログラムの実施													
	平成こども塾事業に関わる講師やボランティアの充実	学校連携講師及びサポート隊員を確保(目標3人)するとともに、近年の加入者の定着を目指す。	<ol style="list-style-type: none"> <li>現講師に知り合いを勧誘してもらう(随時)。</li> <li>プログラム参加者の保護者への勧誘(随時)</li> <li>平成こども塾だより、市広報・ホームページ、きずなネット更新(毎月1回)、生涯学習情報誌(春秋計年2回)等の広報での人材募集記事の掲載</li> <li>大人向けプログラムの実施(年2回)とサポート隊への勧誘</li> <li>報道機関へのプログラムの周知(随時)</li> </ol>	(1)生涯学習情報誌(4～9月号)で人材募集記事を掲載済 (2)こども塾だよりに掲載 (3)プログラム参加者の保護者への勧誘(サポート隊1人登録) (4)学校連携講師(Heartの会)5月2人、6月1人入会 (5)報道機関に学期分の学校連携事業について情報提供 5/24 ⇒6/12記者が取材、6/13中日新聞朝刊に掲載 (6)大人向け工作教室実施 7/13 参加者8人 (7)サポート隊1人登録 7月	学校連携プログラムの実施(5月～翌年2月) 現講師に知り合いを勧誘してもらう(4月から随時)。 プログラム参加者の保護者への勧誘(4月から随時) こども塾だより発行、市ホームページ、きずなネットの更新(毎月1回 月の下旬発行) 大人向けプログラム実施時に参加者を勧誘 生涯学習情報紙発行 生涯学習情報紙発行 大人向けプログラム実施 7/13 大人向けプログラム実施 10/26												



おはなし会

事業名	日時	参加人数
乳幼児向けおはなし会（なんじゃもんじゃ）	11/6（木） 11:00～11:30	37人
おはなし会〔幼児から低学年〕（朗読の会吾亦紅）	11/8（土） 10:30～11:10	14人
大人のおはなし会〔読書会〕（朗読の会吾亦紅）	11/11（火） 10:30～11:30	15人
おはなし会〔幼児から低学年〕（なんじゃもんじゃ）	11/15（土） 10:00～10:30	6人
乳幼児向けおはなし会（なんじゃもんじゃ）	11/15（土） 11:00～11:30	22人
乳幼児向けおはなし会（おはなしペンギン）	11/20（木） 11:00～11:30	15人
乳幼児向けおはなし会（まほうのたまご） 保健師育児相談	11/21（金） 11:00～11:30	8人
英語の絵本のおはなし会〔子どもから大人まで〕 （レディバグ）	11/22（土） 10:30～11:00	18人

閲覧室内企画展示

テーマ	内容	実績
あいち県民の日 連携展示 「愛知・縁(ゆかり)の本」	あいち県民の日(11月27日)にちなみ、様々な分野からあいちの魅力を発見できる一般向け(大人向け)の本を100冊程度展示	10/31～11/18で貸出冊数114冊 貸出回転率114% コメント:地元の有名人、作家、企業など様々なジャンルから本を集め、県の魅力を再発見できる展示を目指した。今年で3回目の「県民の日」で、この展示により認知が広まった様子が伺える。
むし!ムシ! だいしゅうごう!!	様々な「小さな命」である虫と出会う季節に、子どもたちが虫に興味を持ち、虫の生き方や生きるための工夫などを知り、小さなものへの「思いやり」を持つような児童向け絵本・読み物など200冊程度展示	9/2～11/18で貸出冊数615冊 貸出回転率308% コメント:絵本、読み物、児童向け知識図書から虫の本を幅広く構成した。展示を始めてすぐにとくさんの貸出があり、「虫」は子どもにとって人気なテーマだと再認識した。

※「ジブリの森」（ジブリ関連図書及びDVDの展示）は棚24番（カウンター前）で令和4年7月から常設展示

他課等への団体貸出

上郷児童館図書室へ配架する絵本などの選書	11/20(木)200冊を図書館へ搬入、11/26日(水)200冊を上郷児童館図書室へ出向き配架作業
上郷児童館へ乳幼児向け用の絵本選書	11/20(木)上郷児童館へ乳幼児用絵本30冊(貸出120日間)の選書協力
保育園へ絵本選書	市内保育園6園に月1回以内で、5冊ずつの絵本を選書し市役所連絡箱経由で貸出

その他

点字図書の貸出	9/25(木)～12/2(火) 社会福祉協議会からの依頼。小中学校の福祉実践教室の点字本の授業で使用される点字図書15冊の貸出
市内小学校3年生 図書館見学	11/14(金)、19(水) 南小128名
ボランティアによる ブックスタート配布と読み聞かせ	3.4か月児健診会場11/21(金)ボランティア4名 (R7.4からボランティアによるブックスタートバックの配布と読み聞かせを稼働)
都市計画変更に関する市民説明会	11/22(土)10:00～11:00 西庁舎研修室
北中学校職場体験	11/27(木)、28(金) 北中学校2年生4名の受入
ロボット「こくり」とプログラミング講座	11/30(日)10:00～12:00、14:00～16:00 市内在住の小学1、2年生 各回5人
保育園ボランティア活動	長湫西保育園へ2回、2名のボランティアによる絵本の修理と読み聞かせ
図書館年報	令和6年度のまとめを作成し、図書館ホームページへ掲載

## 12月の予定

### おはなし会

事業名	日時・備考
大人のおはなし会〔読書会〕（朗読の会吾亦紅）	12/2(火) 10:30～11:30
乳幼児向けおはなし会（なんじゃもんじゃ）	12/4(木) 11:00～11:30
おはなし会〔幼児から低学年〕（朗読の会吾亦紅）	12/13(土) 10:30～11:10
乳幼児向けおはなし会（おはなしペンギン）	12/18(木) 11:00～11:30
乳幼児向けおはなし会（まほうのたまご）	12/19(金) 11:00～11:30
おはなし会〔幼児から低学年〕（なんじゃもんじゃ）	12/20(土) 10:00～10:30
乳幼児向けおはなし会（なんじゃもんじゃ）	12/20(土) 11:00～11:30
小学生向けストーリーテリング（学校連携司書）	12/23(火) 14:00～14:30
英語の絵本のおはなし会〔子どもから大人まで〕（レディバグ）	12/27(土) 10:30～11:00

### 閲覧室内 企画展示

テーマ	内容
クリスマスの本・冬の本	毎年恒例の人気テーマの展示を実施。クリスマスを過ぎたら冬に関する本に入れ替える。全体を通じて絵本や読み物を250冊程度展示。

### 他課等への団体貸出

青少年児童センターへ乳幼児向け用の絵本選書	12/18(木)青少年児童センタープレイルーム用絵本30冊(貸出120日間)の選書協力
「Nーハウスあい」への本選書	12/25(木)「Nーハウスあい」へ30冊(貸出60日間)の選書協力
保育園へ絵本選書	市内保育園6園に月1回以内で、5冊ずつの絵本を選書し市役所連絡箱経由で貸出

### その他

年末年始特別貸出	12/7(日)～12/27(土) 図書・雑誌・紙芝居10冊まで、視聴覚資料(DVDなど)2点まで、4週間貸出
市が洞小校区共生ステーション	12/5(金)市が洞小校区共生ステーション職員による選書で30冊貸出
ボランティアによるブックスタート配布と読み聞かせ	3.4か月児健診会場12/12(金)ボランティア4名 (R7.4からボランティアによるブックスタートバックの配布と読み聞かせを稼働)
保育園ボランティア活動	長湫西保育園へ3回、2名のボランティアによる絵本の修理と読み聞かせ活動



日・曜	献立名	主な材料とその働き					
		主に体をつくるものにもなるもの		主に体の調子を整えるものにもなるもの		主にエネルギー源にもなるもの	
		1群 魚・肉・卵・大豆・だいず製品	2群 牛乳・小魚・海藻	3群 緑黄色野菜	4群 その他の野菜・果物・きのこ	5群 穀類・いも類・砂糖	6群 油脂・種実
1月	ごはん 牛乳 ぶたにくのしょうがいため ブロッコリーのおひたし だんごじる	ぶた肉	牛乳		しょうが たまねぎ はくさい ねぎ 大根 干しいたけ	ごはん さとう でんぷん さとう ジャガボール(じゃがいも でんぷん)	米油
2火	(小)ごはん 牛乳 (中)ごもくごはん さわらのこうみだれ (小)あかしそあえ しろみそじる	とり肉 かまぼこ 油あげ さわら	牛乳	にんじん	ごぼう 干しいたけ しょうが にんにく ねぎ キャベツ きゅうり	ごはん アルファ化米 アルファ化もち米 さとう	米油
3水	ごはん 牛乳 はるさめとやさいのいために ちゅうかどうふじる みかん	ぶた肉 とり肉 とうふ	牛乳 わかめ	にんじん チンゲンサイ にんじん	たまねぎ たけのこ ねぎ たけのこ やし 干しいたけ みかん	ごはん はるさめ さとう	米油 ごま油 ごま油
4木	ふくろいりちゅうかめん 牛乳 しおラーメン かにたま(卵) きりぼしだいごんのちゅうかあえ	ぶた肉 フーヨーハイ(たまご かに) オイルツナ	牛乳	にんじん なら	たまねぎ ねぎ たけのこ とうもろこし にんにく フーヨーハイ(しいたけ たけのこ ねぎ) 切干大根 きゅうり	中華めん フーヨーハイ(さとう) さとう でんぷん	ごま ごま油
5金	ごはん 牛乳 カレーライス(乳) リボンパスタのサラダ ミニトマト(小1こ・中2こ)	ぶた肉 ベーコン	牛乳 粉チーズ	にんじん トマト にんじん	たまねぎ パナナ りんご キャベツ きゅうり	ごはん じゃがいも 小麦粉 マカロニ さとう	米油 バター オリーブ油
8月	ごはん 牛乳 とりごぼうどん きゅうりのごまじょうゆ さわにわん	とり肉 ぶた肉 とうふ ゆば	牛乳	にんじん	たまねぎ ごぼう ねぎ しょうが きゅうり ねぎ えのきだけ	ごはん さとう さとう	米油 ごま ごま油
9火	イタリアンスパゲティ 牛乳 チキンサラダ きなこあげパン(乳)	ぶた肉 ささみ きなこ	牛乳	にんじん	たまねぎ きゅうり キャベツ	スパゲッティ さとう さとう 小型ロールパン さとう	オリーブ油 米油 米油
10水	ごはん 牛乳 かんとくに キャベツとツナのあえもの りんご	ぶた肉 玉はんぺん 生あげ オイルツナ	牛乳 昆布	にんじん	ごんにゃく 大根 キャベツ きゅうり レモンかじゅう りんご	ごはん さとう さとう	米油
11木	(小)ごもくごはん 牛乳 (中)ごはん わふうコロッケ (中)あかしそあえ とりだんごじる	とり肉 かまぼこ 油あげ	牛乳	にんじん	ごぼう 干しいたけ 和風コロッケ(にんじん) 赤しそ粉	アルファ化米 アルファ化もち米 さとう ごはん 和風コロッケ(じゃがいも パン粉 小麦粉)	米油 和風コロッケ(植物油) 米油
12金	ごはん 牛乳 いわしのはっちょうみそに じゃがいものたまごとじ(卵) はりはりづけ	いわし八丁みそ煮(いわし みそ) たまご ウィナー	牛乳	にんじん	いわし八丁みそ煮(ねぎ) たまねぎ えだまめ きゅうり 千切り大根漬	ごはん いわし八丁みそ煮(さとう) じゃがいも さとう	ごま
15月	ごはん 牛乳 おからとだいずのしゅうまい かふうあえ ピリからスープ	しゅうまい(ぶた肉 大豆 おから) ハム とうふ ぶた肉 みそ	牛乳	にんじん なら	しゅうまい(たまねぎ) キャベツ きゅうり たまねぎ はくさい ねぎ にんにく	ごはん しゅうまい(小麦粉 でんぷん さとう) さとう	しゅうまい(植物油) ごま 米油 ごま油 米油 ごま油
16火	りんごパン(乳) 牛乳 れんこんサンドフライ さつまいものクリームに(乳) キャロットサラダ	れんこんサンドフライ(とり肉) とり肉	牛乳 粉チーズ 牛乳 生クリーム	にんじん パセリ にんじん	れんこんサンドフライ(れんこん たまねぎ 干しいたけ) たまねぎ マッシュルーム とうもろこし えだまめ	りんごパン れんこんサンドフライ(パン粉 でんぷん 小麦粉) さつまいも 小麦粉	米油 バター 米油 米油
17水	ごはん 牛乳 とりにくのてりやき ひじきサラダ ●ごまドレッシング ぶたじる	とり肉 オイルツナ	牛乳 ひじき	にんじん	レモンかじゅう キャベツ とうもろこし 大根 ねぎ ごぼう	ごはん さとう でんぷん	ごまドレッシング
18木	ごはん 牛乳 ハンバーグのオニオンソースかけ しおこんぶあえ きしめんじる	ハンバーグ(とり肉 ぶた肉 大豆) しおこんぶあえ ぶた肉 油あげ	牛乳 塩昆布	にんじん にんじん こまつな	ハンバーグ(たまねぎ) たまねぎ にんにく キャベツ きゅうり ねぎ	ごはん でんぷん	米油 ごま
19金	A コーンピラフ 牛乳 メンチカツ やさしいたっぷりスープ ◎いちごのカップデザート	とり肉 ミンチかつ(ぶた肉) ベーコン	牛乳	にんじん にんじん パセリ	とうもろこし たまねぎ マッシュルーム グリンピース ミンチかつ(たまねぎ) はくさい セロリー たまねぎ いちごのカップデザート(いちごピューレ)	アルファ化米 ミンチかつ(パン粉 小麦粉 米粉 でんぷん) じゃがいも いちごのカップデザート(さとう 水あめ)	米油 米油
B コーンピラフ 牛乳 ほしがたかぼちゃコロッケ やさしいたっぷりスープ ◎チョコクレープ	とり肉 ベーコン チョコクレープ(豆乳)	牛乳	にんじん にんじん パセリ	とうもろこし たまねぎ マッシュルーム グリンピース 星形かぼちゃコロッケ(たまねぎ) はくさい セロリー たまねぎ	アルファ化米 星形かぼちゃコロッケ(パン粉 小麦粉 米粉 でんぷん) じゃがいも チョコクレープ(米粉 さとう 水あめ)	米油 米油	
22月	ごはん 牛乳 しろみざかなフライのゆであんソースかけ いそかあえ とうじのみそじる	白身魚フライ(タラ) ぶた肉 油あげ みそ	牛乳 ぎざみのり	ほうれん草 かぼちゃ にんじん	ゆずかじゅう はくさい 大根 れんこん ねぎ	ごはん 白身ざかなフライ(小麦粉 パン粉) さとう	米油

小は小学校のみ、中は中学校のみ提供します。  
◎は業者が直接学校へ配送します。●はクラス用のものです。  
都合により食材を変更させていただく場合があります。  
6つの基礎食品群に分類できる食品を記載しているため、  
微量な食品(100gあたり1g未満)や調味料等は、記載していません。  
(献立について)

- 8日 **かみまるくんの日**です。「とりごぼうどん」をよくかんで食べましょう。歯が生えかわる時など、かみにくい場合は先生に言います。
- 9日 児童生徒の皆さんから長年リクエストされていた「あげパン」が出来ます。給食センターでパンを揚げできな粉とさとうをまぶします。また感想を教えてください。
- 15日 「おからとだいずのしゅうまい」には愛知県産のおからと大豆が入っています。大豆は、畑の肉と言われるほどたんぱく質が豊富で体をつくるものになります。
- 16日 「れんこんサンドフライ」は、とりき肉などの具を愛西市産のれんこんではさんだ、カレー風味のフライです。
- 19日 「クリスマスセレクトランチ」の日です。選んだメニューを楽しく食べてください。
- 22日 冬至にちなんで、「とうじのみそじる」です。冬至にかぼちゃや「ん」のつく食べ物を食べると、1年を元気に過ごすことができるといわれています。「とうじのみそじる」には、かぼちゃや「ん」のつく食べ物が使われています。さがしてみましょ。

**今月の愛知の野菜**  
キャベツ きゅうり セロリー 大根 チンゲンサイ にんじん  
はくさい パセリ ブロッコリー ほうれん草 みつば ミニトマト

毎月19日は「食育の日」  
～おうちでごはんの日～です。

\*12日の「いわしのはっちょうみそに」には、まれに魚卵が含まれることがあります。  
☆長久手市のホームページに詳細な献立材料表や給食レシピを掲載しています。ご家庭で活用してください。

寒さに負けず、冬を元気に過ごそう!

いよいよ冬本番を迎え、朝晩の冷え込みが厳しくなりました。寒いと手を洗うのが億劫になりがちですが、風邪や胃腸炎などの感染症を防ぐには、せっけんを使った丁寧な手洗いが肝心です。また、食事や睡眠をしっかりとって抵抗力を高め、風邪をひきにくい丈夫な体をつくりましょう。

風邪予防に「とりたいたい栄養素と食べ物」

**丈夫な体をつくる**

**たんぱく質**

肉類 魚介類 卵 大豆・大豆製品 牛乳・乳製品

強い抗酸化作用で体を守る

**ビタミンA** (にんじん、レバー)

**ビタミンC** (ブロッコリー、パプリカ、キウイフルーツ)

**ビタミンE** (かぼちゃ、ササゲ、アーモンド)



日・曜	献立名	主な材料とその働き			午後のおやつ
		主に体をつくるもとになるもの 赤の仲間 (牛乳、魚、肉、卵、大豆製品、海藻)	主に体の調子を整えるもとになるもの 緑の仲間 (野菜、果物、きのこ)	主にエネルギーのもとになるもの 黄の仲間 (穀類、いも類、砂糖、油脂、種実)	
1月	ごはん わかめスープ はるさめサラダ 酢鶏	牛乳 豚肉、わかめ ハム 若鶏竜田揚げ、鶏レバー竜田揚げ	チンゲンサイ、にんじん、ねぎ きゅうり、にんじん たまねぎ、ピーマン、赤ピーマン	ごはん 米油 はるさめ、さとう、米油 米油、さとう、でんぷん	かみかみおやつ 2-5歳児：豆腐屋さんかりんとう 0,1歳児：かぼちゃポーロ
2火	スライスパン りんごジャム ワデルソーイ グリーンサラダ オレンジ	牛乳 牛乳、鶏肉、生クリーム、粉チーズ	りんごジャム たまねぎ、にんじん、パセリ ほうれん草、こまつな、とうもろこし、にんじん オレンジ	スライスパン じゃがいも、こむぎこ、バター、米油 さとう、米油	ミニどうぶつビスケット
3水	ごはん ミニゼリー(洋なし) のっぺい汁 五目金平 さばの塩焼き	牛乳 ちくわ 鶏肉 さば	大根、にんじん、こんにゃく、ねぎ、干しいたけ ごぼう、れんこん、にんじん、いんげん	ごはん ミニゼリー(洋なし) さといも、でんぷん、米油 ごま、さとう、ごま油、米油	ミニ野菜スティック
4木	中華麺 型抜きチーズ 五目中華 ナムル 小籠包	牛乳 チーズ 豚肉、えび	はくさい、たまねぎ、にんじん、ねぎ、干しいたけ もやし、ほうれん草、にんじん	中華麺 でんぷん、米油 さとう、ごま、ごま油	カルデツおさかなサブレ
5金	ごはん 沢煮鮎 ひじきの炒め煮 ぶり三河みりん焼き	牛乳 豆腐、豚肉、くわわかめ 鶏肉、油揚げ、ひじき ぶり三河みりん焼き	大根、にんじん、みつば にんじん、えだまめ	ごはん 米油 さとう、米油	みかんゼリー
6土	おにぎり弁当 一口チーズ 魚肉ソーセージ	牛乳 ポークウィンナー チーズ 魚肉ソーセージ		おにぎり	
8月	ごはん 里芋のすまし汁 塩昆布 高野豆腐の煮物	牛乳 かまぼこ 塩昆布 鶏肉、ちくわ、高野豆腐	にんじん、ほうれん草 キャベツ、きゅうり にんじん、いんげん、干しいたけ	ごはん さといも、でんぷん さとう、米油	ミニミレービスケット
9火	ロールパン かぶのスープ ツナサラダ チキンのマレード煮	牛乳 ベーコン まぐろ油漬 鶏肉	かぶ、とうもろこし、たまねぎ、にんじん、パセリ キャベツ、きゅうり たまねぎ	ロールパン じゃがいも、米油 さとう、米油 マーマレード、米油	豆乳プリン
10水	ごはん(各園炊飯) チンゲン菜スープ ピビンパ丼(肉) ピビンパ丼(野菜) ピビンパ丼(みそ)	牛乳 鶏肉、豆腐 豚肉	チンゲンサイ、たまねぎ、にんじん、えのきたけ しょうが もやし、ほうれん草、にんじん	米 米油 さとう、ごま、ごま油、米油	おから入り揚げあられ
11木	ごはん(各園炊飯) 米粉のチキンカレー フルーツ和え 大豆入りナゲット	牛乳 鶏肉 大豆入りナゲット	たまねぎ、にんじん 黄桃、蒲郡みかんゼリー、パイ	さとう 米 じゃがいも、米油	こめ棒
12金	ごはん(各園炊飯) 白みそ汁 即席漬 じゃがいもの炒め物	牛乳 豆腐、油揚げ、みそ まぐろ油漬	大根、こまつな、にんじん、ねぎ きゅうり、千切り大根漬 たまねぎ、にんじん、ピーマン	ごま じゃがいも、さとう、米油	犀つ子
13土	おにぎり弁当 型抜きチーズ オレンジ	牛乳 ポークウィンナー チーズ	たまねぎ、にんじん、ピーマン オレンジ	おにぎり	
15月	ごはん みそおでん ごま酢あえ みかん	牛乳 生揚げ、鶏肉、たまはんぺん、みそ さきみ	大根、こんにゃく、にんじん もやし、キャベツ、きゅうり、しょうが みかん	ごはん さといも、さとう、米油 さとう、ごま、ごま油	おむすびのせんべい
16火	スライスパン ブルーベリージャム トマトスープ ポテトチップスサラダ あじフリッター	牛乳 鶏肉 ベーコン あじフリッター	ブルーベリージャム たまねぎ、トマト、にんじん、パセリ キャベツ、きゅうり	スライスパン じゃがいも、さとう、米油 ポテトチップス	ヨーグルト
17水	ごはん けんちん汁 千草和え 豚丼	牛乳 豆腐 油揚げ 豚肉	大根、ごぼう、ねぎ、干しいたけ ほうれん草、キャベツ、にんじん たまねぎ、こんにゃく、にんじん	ごはん でんぷん、米油 さとう さとう、米油	胚芽スティック
18木	中華おこわ(センター炊飯) 一口チーズ フンタンスープ さけの佃煮だれ	牛乳 チーズ 鶏肉 さけ	にんじん、えだまめ、干しいたけ はくさい、にんじん、ねぎ、干しいたけ たまねぎ、赤ピーマン、ねぎ	米、もち米、さとう、米油 フンタン、米油 米油、さとう、でんぷん、こむぎこ	ブルーベリーゼリー
19金	ごはん ふりかけ 肉じゃが 大豆サラダ 厚焼き卵	牛乳 豚肉 大豆、ベーコン 厚焼き卵	たまねぎ、にんじん、こんにゃく、いんげん、干しいたけ キャベツ、きゅうり、えだまめ	ごはん ふりかけ じゃがいも、さとう、米油 さとう、米油	一口しょうゆせんべい
20土	エッグパン 一口チーズ オレンジ	白桃豆乳 たまご チーズ	オレンジ	パン、マヨネーズ	
22月	ごはん かぼちゃのみそ汁 れんこんサラダ 鶏肉の柚香揚げ	牛乳 豚肉、みそ ハム 鶏肉	かぼちゃ、にんじん、はくさい、ねぎ、しめじ れんこん、きゅうり ゆずかじゅう	ごはん 米油 さとう、米油 でんぷん、米油、さとう	ふんわり野菜せんべい 発酵乳65ml
23火	ロールパン 白菜スープ やきそば ごぼう入りつくね	牛乳 ベーコン 豚肉、かつお粉、青のり粉 ごぼう入りつくね	はくさい、たまねぎ、にんじん、パセリ、干しいたけ キャベツ、にんじん、ピーマン	ロールパン 米油 やきそば麺、米油	りんごのタルト
24水	チキンライス(センター炊飯) コンソメスープ チーズポテト	牛乳 鶏肉 ウィンナー ベーコン、粉チーズ	たまねぎ、にんじん、グリーンピース キャベツ、たまねぎ、にんじん、マッシュルーム、パセリ パセリ	アルファ化米、さとう、オリーブ油 米油 じゃがいも	クリスマスデザート
25木	炊き込みごはん(センター炊飯) 生揚げのみそ汁 和風コロッケ	牛乳 鶏肉、油揚げ 生揚げ、みそ	にんじん、こんにゃく、ごぼう、干しいたけ 大根、にんじん、しめじ、ねぎ	米、さとう、米油 和風コロッケ、米油	ぶどうゼリー
26金	ひじきごはん(センター炊飯) ミニゼリー(みかん) 豆腐のすまし汁 大根のそぼろ煮	牛乳 鶏肉、ひじき 豆腐、かまぼこ 豚肉	にんじん、こんにゃく、えだまめ、しめじ にんじん、ほうれん草、干しいたけ 大根、いんげん、しょうが	米、さとう、米油 ミニゼリー(みかん) さとう、でんぷん、米油	スイートポテト

アレルギー用献立表、詳細な献立材料表や給食レシピは長久手市のホームページに掲載しています。ご参考ください。  
※都合により食材を変更させていただく場合があります。







## 令和7年度教育総務課事業進捗状況管理表

事業名	課題	目標	実施項目	進捗状況・結果	年間スケジュール												備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
3	地域クラブ運営事業	中学校の休日の部活動を大きなトラブルなく運営する。	様々な諸課題をその都度協議して対応し、混乱なく運営する。	①部活動検討委員会で諸課題を協議 ②市ホームページなどで活動周知 ③運営事業者との情報交換	・4/27 1年生体験会 ・5/10～1年生活動開始 ・6月～支所大会 ・大会後～3年生継続確認 ・11月 保護者見学会	部活動検討委員会 第1回(5/1)	部活動検討委員会 第2回(7/10)	部活動検討委員会 第3回(9/19)			第4回		第5回				(関連) 教育振興基本計画 基本目標Ⅲ 子どもの学びを支える教育環境の整備 基本施策(5) 教育多忙化解消への取組の推進
4	コミュニティスクール事業	コミュニティスクールの設置	2校に設置	①関係団体等への協力依頼 ②コミュニティスクールの設置 ③設置した学校で活動開始	・11/11長久手小学校・西小学校と第1回学校運営協議会について打合せを行った。	関係団体等への協力依頼											教育振興基本計画 基本目標Ⅳ 地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくり 基本施策(1) 長久手版コミュニティスクール設置に向けた仕組みづくり

# 資料 9

## 令和7年度 長久手市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

NO	団体名	所属・職名	氏名	任期
1	愛知県中央児童・障害者相談センター	主事	加藤 唯	令和7年11月16日から 令和9年11月15日まで
2	名古屋法務局	人権擁護部 人権擁護 専門官	堀端 静夫	令和7年11月16日から 令和9年11月15日まで
3	愛知県愛知警察署	生活安全課長	鈴木 哲也	令和7年11月16日から 令和9年11月15日まで
4	長久手市小中学校長会	長久手中学校長	名倉 健	令和7年11月16日から 令和9年11月15日まで
5	市立小中学校の保護者	長久手中学校PTA総務	藤野 理恵	令和7年11月16日から 令和9年11月15日まで
6	子ども家庭課	課長	遠藤 佳子	令和7年11月16日から 令和9年11月15日まで
7	教育委員会	教育長	大澤 孝明	令和7年11月16日から 令和9年11月15日まで